

# 国際コンテナ戦略港湾に関する 法改正・予算・税制について

平成23年7月14日  
国土交通省港湾局

# 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

【公布】平成23年3月31日

【施行】港格関係:平成23年4月1日

基本方針関係:公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日

港湾運営会社関係:公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

## 選択と集中

### ○ 港湾の種類(港格)の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の港格として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

### ○ 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

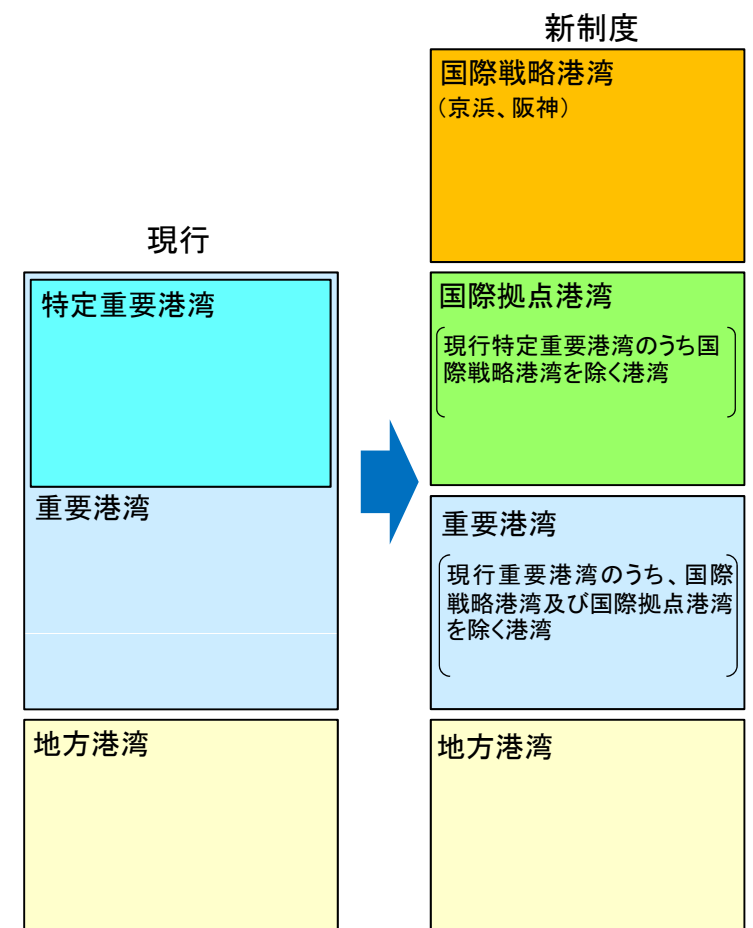
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設(水深16m以上の耐震強化岸壁)について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。(国費負担率は2/3)

### ○ 港湾運営会社制度の創設

港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。

### ○ 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

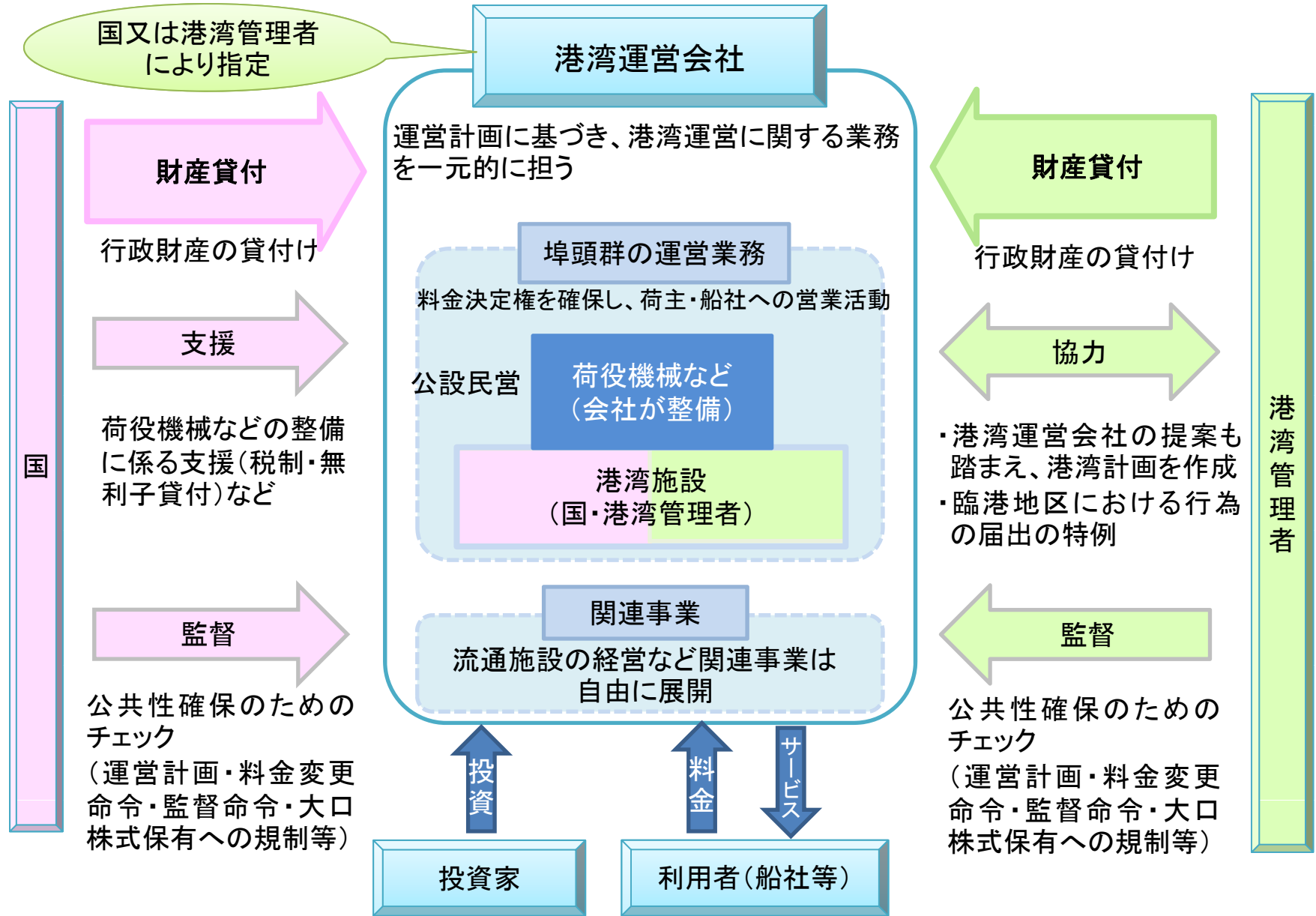
現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



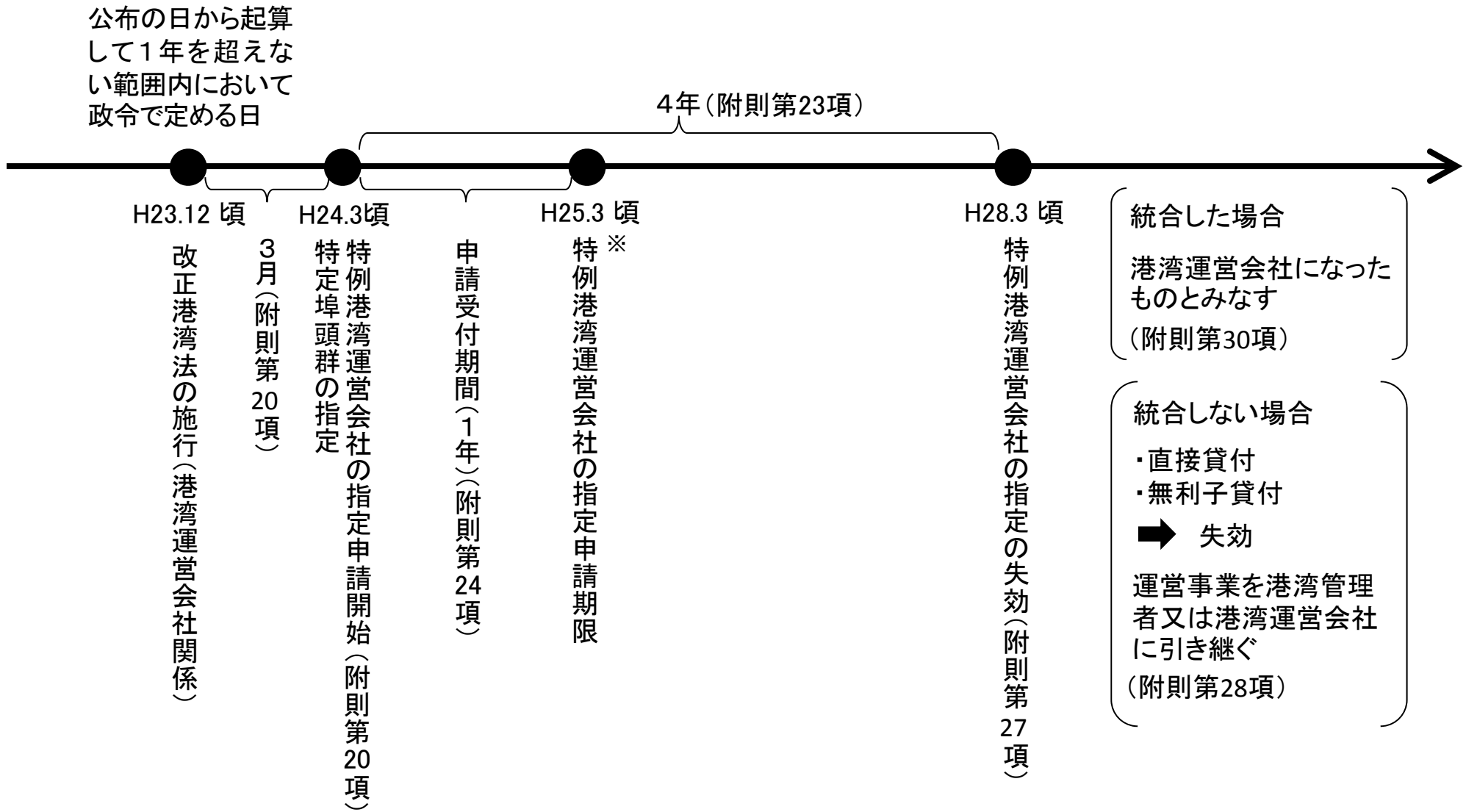
港格の見直し

# 港湾運営の民営化

## 港湾運営の民営化



# 暫定的に指定される港湾運営会社についてのスケジュール(国際戦略港湾)



※ 特例港湾運営会社: 統合までの間、暫定的に指定される港湾運営会社

# 平成23年度における「国際コンテナ戦略港湾」政策の取り組み

- アジアと北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路の日本への就航を維持・拡大するためのハード・ソフト一体となった施策を集中して実施。
- 平成23年度予算 国費327億円

## ① ハブ機能を強化するためのインフラ整備

公共事業費:316億円

釜山港等アジア主要港に比肩しうる仕様(水深・広さ)を有するコンテナターミナルの整備を推進する。

【国際海上コンテナターミナル、臨港道路の整備 等】



## ② 荷役機械整備等への支援

非公共事業費:2.9億円

国際コンテナ戦略港湾と地方の港湾を結ぶ内航フィーダー輸送に係る、地方の港湾における荷役機械の整備等を推進。

## ① フィーダー機能強化事業

非公共事業費:8.1億円

民間企業や港湾管理者との協働のもと、日本発着貨物を国際コンテナ戦略港湾に集約するため、新規内航航路等を立ち上げ、貨物集約を進める。



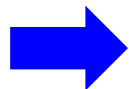
一体的に実施

## ② 規制緩和・税制改正

港湾運営の効率化や内航フィーダー集荷促進に寄与する事業者等に対する支援を実施。

## ③ 港湾運営の民営化

港湾運営に関する業務を一元的に担う港湾運営会社を設立し、民の視点による港湾の一体運営を実施。



国際基幹航路を維持・拡大することによる産業や国民生活への影響(試算)

経済効果:約 4,000億円/年 雇用増 1.6万人<sub>4</sub>

# 国際コンテナ戦略港湾などに係る平成23年度税制改正一覧

## 1. 国際コンテナ戦略港湾における外貿埠頭公社の民営化に係る登録免許税の軽減措置<新設>

外貿埠頭公社が民営化した場合の不動産所有権移転に係る登録免許税の軽減措置  
(20/1000→15/1000) を創設 (平成24年度まで)

(※上記措置を盛り込んだ「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」は、平成23年6月22日成立)

## 2. 港湾運営の民営化のための港湾運営会社に係る固定資産税等の軽減措置<新設>

港湾運営会社が平成24年度までに新規取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の軽減措置を創設

① 国際コンテナ戦略港湾 (阪神、京浜) 10年間1/2

② 一定の要件を満たす国際拠点港湾 10年間2/3

(苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多)

(※上記措置を盛り込んだ「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」は、平成23年6月22日成立)

## 3. 内航フィーダーコンテナ船等に係る石油石炭税の特例<新設>

内航フィーダー船等に利用される重油等について、「地球温暖化対策のための課税の特例」による上乗せ税率に係る免税・還付措置を創設 (平成24年度まで)

(※上記措置を盛り込んだ「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案 (所得税法等の一部を改正する法律案を平成23年6月10日修正) は、国会提出済 (平成23年7月13日現在) )

# 港湾法主要改正事項と国際戦略港湾等に係る支援制度

支援制度等		港格	国際戦略港湾 5港 〔 京浜(東京、川崎、横浜) 阪神(神戸、大阪) 〕	国際拠点港湾 18港		重要港湾 103港	
				名古屋、四日市	左記以外の16港		
民営化	港湾運営会社制度の導入		○	○	○	—	
	港湾運営会社の指定		国土交通大臣	国土交通大臣	港湾管理者	—	
	国有港湾施設の会社への貸付		国からの直接貸付	国からの直接貸付	港湾管理者からの貸付	—	
予算	直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)		水深16m以上 7/10 水深14m～15m 2/3 水深12m～13m 5.5/10	2/3		5.5/10	
	コンテナヤードの直轄事業化		国費負担率 2/3 (水深16m以上)	—		—	
	港湾運営会社に対する無利子資金の貸付 〔国及び港湾管理者からの無利子貸付金の割合〕		○ (最大8割)	○ (最大8割)	○ (最大6割)	—	
	集荷促進	内航・鉄道フィーダー支援		モデル事業の拡充により内航・鉄道フィーダー支援強化 (対象地域を全国に拡大)	—		—
		荷役機械等整備に係る補助制度		国際戦略港湾に集荷する港湾の荷役機械等の整備に関する補助制度の創設	—		—
		鉄道・運輸機構による共有建造制度を活用した内航船舶の建造に係る船舶使用料利率の軽減措置		国際戦略港湾に就航する内航フィーダーコンテナ船について0.2%の軽減措置	—		—
税制	民営化促進税制	港湾運営会社の取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2	固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 〔対象港: 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多〕		—	
		公社民営化時の不動産承継に係る登録免許税の特例	2% ⇒ 1.5%	—		—	
	集荷税関連	内航船舶に係る石油石炭税上乘税率分の免税・還付	○	○	○	○	
規制緩和等	内航海運暫定措置事業の特例	○	—	—	—		